

青い森鉄道株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、青い森鉄道株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 旅客鉄道業
- (2) 情報通信提供サービス業
- (3) 広告業
- (4) 旅行業法に基づく旅行業
- (5) 日用雑貨等の物品小売業
- (6) 飲食店業
- (7) 損害保険代理業
- (8) 駐車場業
- (9) 洗車場業
- (10) 不動産管理業
- (11) 自動車レンタル業
- (12) 自動車整備業
- (13) 自動車運転代行業
- (14) 前各号に付帯し、又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を青森市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、58,000株とし、このうち57,000株は普通株式、1,000株は剰余金配当優先株式（以下「優先株式」という。）とする。ただし、優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

（優先株式）

第7条 当社は、青森・八戸間を路線とする旅客鉄道業の事業を開始する年度の翌事業年度（当該事業を開始する日が4月1日である場合にあっては、その日の属する事業年度）から、毎事業年度の末日現在の優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、その優先株式の発行価額につき年6分の割合に相当する金額に達するまで、株主配当金（以下「優先株主配当金」という。）を支払う。

2 当社は、ある事業年度における優先株主配当金の支払が、前項の割合によって計算した金額に達しないときは、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）については、優先株主配当金及び普通株主に対する剰余金配当金に先立ち、これを優先株主に支払う。

3 当社が、ある事業年度において、優先株主に対して支払う累積未払配当金及び優先株主配当金の総額は、第1項の割合によって計算した金額の2倍を限度とする。

4 当社は、優先株主に対して、優先株主配当金を超えて配当をしない。

5 当社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

6 優先株主は、株主総会において普通株主と同様の議決権を有する。

（株券の発行及びその発行時期）

第8条 当社の株式については、株券を発行する。ただし、株主から請求がある時までは、当該株主の有する株券を発行しないものとする。

（株式の譲渡制限）

第9条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の取扱規則）

第10条 当社の株券の種類並びに株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記録又は登録その他株式の取扱い並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（基準日）

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された

議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。ただし、株主が法人である場合には、当該法人の職員又は使用人をして議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の数)

第17条 当会社の取締役は、3名以上12名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の

議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役の選定)

第20条 取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役社長1名を選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

3 必要に応じて取締役会の決議をもって、取締役社長のほかに当会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(招集者及び議長)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第24条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果を記載して、出席した取締役及び監査役が記名押印するものとする。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(顧問及び相談役)

第27条 取締役会の決議をもって、顧問及び相談役を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第28条 当会社の監査役は、3名とする。

(監査役の選任の方法)

第29条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催す

ることができる。

(決議の方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及び結果を記載して、出席した監査役が記名押印するものとする。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 会計監査人

(選任及び解任の方法)

第37条 会計監査人の選任及び解任の決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第41条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第42条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式12,000株とし、その発行価額は1株につき50,000円とする。

(最初の営業年度)

第43条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成14年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第44条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第45条 発起人の氏名、住所及びその引き受けた株式の数は、次のとおりである。

青 森 県

額面株式 6,600株

以上、青い森鉄道株式会社設立のため、本定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成13年3月27日

発起人 青森県知事 木 村 守 男

附 則

1 平成16年6月30日の定時総会において定款の一部変更（定款第7条及び第30条を変更し、第6条を削除し、第7条から第41条までを1条ずつ繰り上げる）可決。

この改正は、株主総会の議決があった日から施行する。

2 平成18年6月27日の定時総会において定款の一部変更（新会社法施行に伴う各条文の変更及び新設・削除等）可決。

この改正は、株主総会の議決があった日から施行する。

3 平成20年4月9日の臨時株主総会において定款の一部変更（発行可能株式総数の変更に伴う条文の変更）可決。

この改正は、臨時株主総会の議決があった日から施行する。

4 平成22年6月25日の定時総会において定款の一部変更（第3（本店の所在地）、第23条（取締役会決議の方法等））可決。

この改正のうち、第3条については、平成22年10月1日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって施行し、第23条2項については、株主総会の議決があった日から施行する。